

萩市立須佐中学校いじめ防止基本方針

平成26年4月策定

第Ⅰ いじめの防止等に係る考え方

1 いじめとは

- (1) いじめの定義
- (2) いじめの構造、特徴

2 いじめの対応に係る基本的な考え方

- (1) いじめの防止
- (2) 地域、家庭、学校が一体となった取組の推進
- (3) 対応の視点

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき事項

- (1) 学校における基本姿勢
- (2) 「いじめ対策委員会」による組織的取組
- (3) いじめ防止等に係る取組の年間計画

第Ⅱ 学校におけるいじめの防止等のための具体的な事項

1 未然防止【いじめの予防】

- (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化
- (2) 学校の教育活動を通じた取組
- (3) 家庭・地域との連携

2 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】

- (1) 校内指導体制の確立
- (2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組
- (3) 家庭・地域との連携

3 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】

- (1) 早期対応に係る学校の体制づくり
- (2) 対応する上での留意点
- (3) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応
- (4) 地域・関係機関との連携

4 重大事態への対応フロー図【別紙1】

第Ⅰ いじめの防止等に係る考え方

1 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの構造、特徴

- いじめは、「どの子にも、どの学校にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。
- いじめは「いじめを受けている者」「いじめている者」「周りではやしたてる者」「見て見ぬふりをする者」の「四層構造」となっていることを念頭に置き、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

2 いじめの対応に係る基本的な考え方

(1) いじめの防止

- 「児童等は、いじめを行ってはならない。」（推進法第4条）
- いじめは人権問題であるとの認識の下、「山口県人権推進指針」が示す、「じゅう」（自由）、「びょうどう」（平等）、「いのち」（生命）をキーワードとする人権に関する取組の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を展開する。

(2) 地域、家庭、学校が一体となった取組の推進

- いじめ問題への対応は、人間社会から差別や偏見等を一掃することにつながる。
- 安心・安全な社会づくりに寄与するためにも、社会総がかりでいじめ問題への取組を推進する必要がある。

(3) 対応の視点

- いじめは、「どの子にも、どの学校にも起こりうる」との認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして、以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。
 - ・ 未然防止【いじめの予防】
 - ・ 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】
 - ・ 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】
 - ・ 重大事態への対応【生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき事項

(1) 学校における基本姿勢

- 学校は、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめ対策委員会」を中核として、一致協力体制を確立し、学校や生徒の実態に応じて、いじめ防止等について体系的・計画的かつ具体的な取組を推進する。
- いじめは、未然防止の取組が極めて重要であり、生徒指導を始め道徳教育や人権教育、そのほか健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していく。
- 児童生徒の些細な変化に対して、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、早期発見・早期対応に努める。
- 一旦いじめであると認知された場合は、全校体制で適切かつ丁寧な指導と支援を行い、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応する。

(2) 「いじめ対策委員会」による組織的取組・・・【別紙2】

(3) いじめ防止等に係る取組の年間計画・・・【別紙3】

第Ⅱ 学校におけるいじめの防止等のための具体的な事項

1 未然防止【いじめの予防】

(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

- いじめの問題を解消するために、開発的・予防的な生徒指導を推進する。
 - ア 教職員の資質能力の向上
 - ・ 積極的に校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。
 - ・ 教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。
 - イ 児童生徒の行動観察
 - ・ 給食（昼食）時、休憩時間、清掃活動等、できるだけ児童生徒とふれあう機会を増やし、子どもたちの行動を観察すると同時に、信頼関係をつくる。
 - ウ 児童生徒理解
 - ・ 生活ノート、生活アンケート、「Fit」等客観テスト等を通して、児童生徒理解に努める。
 - エ 生徒指導部会の在り方
 - ・ 問題行動等の報告・対応のみにとらわれず、各分掌・各学年と情報共有を図りながら、いじめの問題に対する取組等を検証・改善を図る場とする。
 - オ 教育相談の充実
 - ・ すべての児童生徒の能力を最大限に発揮できるように、開発的な援助の機能を重視する。

(2) 学校の教育活動を通じた取組

- 互いの人権の大切さに気付く豊かな感性を育み、一人ひとりの存在を認め合い、互いに個性を尊重できるよう、学校の教育活動を推進する。
- 多様な体験活動を通して、コミュニケーション能力や人間関係調整力等を育成し、児童生徒一人ひとりが、安心して楽しく学ぶことができる環境づくりを推進する。

(3) 家庭・地域との連携

- 日頃から、いじめの問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭・地域社会に示し、緊密な連携の上に、いじめに対して協働して解決を図っていく。
- 家庭・地域社会から寄せられるいじめ等の情報に対し、誠意のある対応を行う。

2 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】

(1) 校内指導体制の確立

- 生徒指導主任、学年主任、保健主任はもとより養護教諭、栄養教諭、学校事務職員、スクールカウンセラー（以下、SCという）等、全ての教職員が関わる連携体制を確立して、児童生徒の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、すべての教職員で共有を図る。

- 教育相談担当教諭・養護教諭をいじめ対策委員会に加えるなど、校務分掌上適切に位置付け、S C等の専門家と緊密な連携を図る。

(2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組

- 児童生徒や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめられている児童生徒を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておく。
- 児童生徒との信頼関係に基づき、心の教育を推進し、指導の徹底を図る。
 - ・ 日常の行動観察や日記、生活アンケートや「Fit」等客観テストの実施等により、児童生徒の内面の変化をとらえ、個別の教育相談を実施する。
 - ・ いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して子どもが発するサインを鋭くキャッチする。
 - ・ 1日の時程表を見直すなどして、児童生徒とのふれあいの時間を確保する。
 - ・ 平素から、児童生徒に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心掛けるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。
 - ・ 他の児童生徒のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気の中で相談できるように教育相談室等の活用を図る。

(3) 家庭・地域との連携

- 学校評価等を活用し、保護者の生の声を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
- 地域行事や各種の催事などにおいて児童生徒の積極的な参加を促す。

3 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】

(1) 早期対応に係る学校の体制づくり

- いじめ対策委員会にS Cやスクールソーシャルワーカー（以下、SSWという）等の専門家を加え、迅速・的確かつ組織的な対応を行う。必要に応じて、関係機関との連携も検討する。
- いじめは、担任や教科担当、部活動顧問等、担当教職員が一人で事案を抱え込むことなく、学校として情報の共有等を基に、いじめ対策委員会を中核として、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進していく。

(2) 対応する上での留意点

- いじめられている児童生徒・保護者への対応
 - ・ 「絶対に守り通す」との姿勢を示し、全教職員で支え・守ることを約束する。
 - ・ 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の様々な場面で、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。

- ・ 速やかに保護者との面談の時間を設定し、保護者の思いを傾聴する。教職員が保護者と一緒に考え、児童生徒のためにいじめを解決していく姿勢を示す。
- いじめている児童生徒・保護者への対応
 - ・ 当事者だけでなく周りの児童生徒からも詳しく事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。
 - ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。「説得より納得」が重要である。
 - ・ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分耳を傾け、心情をくみとる。
 - ・ 苦慮している保護者の心情に寄り添い、児童生徒のよりよい成長のために協力を依頼する。
- 周りの児童生徒（観衆・傍観者）への指導
 - ・ 周りではやし立てる観衆・知らん顔をしている傍観者への指導は、いじめ問題の解決に向けて重要なキーポイントになる。もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に申し出るように働きかけていく。
- いじめのアフターケア
 - ・ 一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化し、陰湿化しているいじめが継続している場合もあるため、いじめを「やめること」と「なくなること」は違うとの認識が重要である。

(3) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

- インターネットや携帯電話等を通じて行われるいじめは、発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、非公開のSNSやコミュニケーションアプリの閉鎖性などの特性を踏まえて対応する。
- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を確認した上で、掲示板管理者等への情報の削除依頼、当該児童生徒への情報削除の指導等、具体的対応を速やかに行い、被害の拡大を最小限に抑える。

(4) 地域・関係機関との連携

- 学校と地域との連携
 - ・ 開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域からの積極的な協力を得る。
- 学校と関係機関との連携
 - ・ いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力を行う。

重大事態対応フロー図【別紙1】

《いじめの疑いに関する情報》

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会へ報告

《重大事態の発生》

- 教育委員会に重大事態の発生を報告（※教育委員会から市長等に報告）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

◎教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

《学校が調査主体の場合》

教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

◇ 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

◇ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ 調査主体に不都合なことがあっても、事実に向かって向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

◇ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ アンケート結果は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査前に、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

◇ 調査結果を教育委員会に報告（※教育委員会から市長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

◇ 調査結果を踏まえた必要な措置

《教育委員会が調査主体の場合》

◇ 教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力